

|                                    |
|------------------------------------|
| 令和 7 年度 葛飾区障害者福祉センター会計年度任用職員採用試験案内 |
|------------------------------------|

～子ども発達センターの会計年度任用職員を募集しています。～

### 1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

### 2 募集職種・人数等

別表「葛飾区障害者福祉センター会計年度任用職員募集一覧」（以下、「別表」という。）のとおり。

### 3 勤務条件等

|              |                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任用期間         | 1 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の範囲内。<br>ただし、任用後 1 か月良好な成績で勤務したとき正式採用とします。<br>※任期満了後は、公募によらない再度の任用を行うことができます。                                                                          |
| 勤務時間<br>勤務日数 | 別表のとおり。                                                                                                                                                                                         |
| 休日           | ・ 週休日（土曜日、日曜日、及び指定された曜日）<br>※勤務場所によって、土曜日が勤務日となります。<br>・ 祝日及び年末年始（12 月 29 日から 31 日、1 月 1 日から 3 日）                                                                                               |
| 給料（報酬）       | 別表のとおり。                                                                                                                                                                                         |
| 諸手当          | ・ 通勤手当（費用弁償）は、距離、通勤回数に応じて実費支給されます。<br>（上限あり、月 55,000 円）<br>・ 賞与は、任期が通算して 6 か月以上の職員に対し、要件を満たした場合に支給されます。過当たりの勤務時間が 15 時間未満かつ過当たりの勤務日数が 2 日以下の場合は、該当いたしません。<br>（令和 6 年度実績）年 2 回支給、賞与月数 計 2.55 ヶ月分 |
| 休暇           | 年次有給休暇は、別表の勤務日数に応じて付与されます。1 日単位での取得を原則とするものの、時間単位での取得も可とします。                                                                                                                                    |
| 社会保険等        | 健康保険法、厚生年金法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。<br>※別表の勤務日数・勤務時間によっては、加入しない場合があります。                                                                                                                     |
| その他          | ・ 福利厚生、健康診断等は、別表の勤務日数・勤務時間によって対象となります。                                                                                                                                                          |

#### 4 受験資格

- (1) 年齢・性別は問いません。
- (2) 別紙に記載された必要な経験・資格を有する方で、日本国籍を有し、地方公務員法第16条の規定に基づく、以下の欠格条項に該当しない方とします。

**地方公務員法第16条**

- ☐ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ☐ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ☐ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - ☐ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

#### 5 受験申込方法

申込期間内に次の(1)から(4)の書類を、下記の【提出先】に持参又は郵送（必着）でお申し込みください。

- (1) 履歴書（市販のもので可。写真貼付。）

※希望職種を履歴書の枠外右上部に記入してください。

- (2) 資格を証する書類の写し（コピーをA4サイズに揃えてください。）

※経験を必要とする職種については、履歴書の職歴欄等に記入してください。

- (3) 小論文（1,000字以内、形式自由）

テーマ

「障害者福祉についてのあなたの考え方とあなたにできる具体的な取り組みについて」

- (4) 返信用封筒（返信用切手貼付。返信先の宛名記入。）

※(1)から(4)の書類に不足、不備があった場合は、受験できません。

※応募書類は、返戻できません。

**【提出先】**

〒124-0006 葛飾区堀切3丁目34番1号 ウェルピアかつしか3階  
葛飾区福祉部障害者施設課管理係「採用担当」宛

#### 6 申込期間

- ・6月1日付採用の場合、令和7年4月18日（金曜日）【必着】
- ・7月1日付採用の場合、令和7年5月16日（金曜日）【必着】

※各職種について、定員を満了し次第、募集を終了いたします。募集状況につきましては、お問い合わせください。

※持参の場合、受付時間は、期間中の祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### 7 選考方法・日程・会場

- (1) 提出書類による一次選考を行い、一次選考の合格者に対して面接選考を行います。

## H7.4.2 改訂版

- (2) 面接選考は、令和7年4月7日（月曜日）以降の日程で随時行います。選考日時については、一次選考の合格者へ通知いたします。なお、面接選考時に勤務場所、週休日の曜日についてご希望を確認いたします。

### 【面接試験会場】

〒124-0006 葛飾区堀切3丁目34番1号 ウェルピアかつしか1階

「ひがほりめもりあるほーる」※会場は施設内で変更する場合があります。

- (3) なお、採用予定者の方には、採用に関する必要書類を指定の期日までに提出していただきます。※印の書類は、様式を変更する予定です。整い次第、ホームページ本文に様式PDFを掲載します。

- ①健康診断書（過去3か月以内の健康診断書結果通知でも可）
- ②年金手帳又は基礎年金番号通知書の写し
- ③雇用保険被保険者証の写し（過去に雇用保険に加入していた方のみ）
- ④金融機関又は郵便局のいずれか1口座通帳の写し  
（名義（カナ）と口座番号の確認できる部分）・・・給与振込みの書類作成のため
- ⑤通勤届（※）
- ⑥社会保険・雇用保険連絡票【採用】（※）
- ⑦マイナンバー報告用紙（※）

## 8 勤務場所

※葛飾区障害者福祉センターでは、以下の事業所を運営しています。

| 勤務場所           | 所在地                          | 電話           |
|----------------|------------------------------|--------------|
| 自立訓練事業所        | 葛飾区堀切3丁目34番1号<br>ウェルピアかつしか3階 | 03-5698-1336 |
| 地域活動支援センター     |                              |              |
| 障害者生活介護事業所     | 葛飾区堀切3丁目34番1号<br>ウェルピアかつしか2階 | 03-5698-1329 |
| 子ども発達センター本園    | 葛飾区堀切3丁目34番1号<br>ウェルピアかつしか1階 | 03-5698-1324 |
| 子ども発達センター堀切分室  | 葛飾区堀切3丁目34番1号                | 03-3693-2114 |
| 子ども発達センター水元分室  | 葛飾区水元4丁目6番15号<br>水元憩い交流館2階   | 03-3826-5828 |
| 子ども発達センター新小岩分室 | 葛飾区西新小岩4丁目33番2号<br>にこわ新小岩2階  | 03-5654-3691 |

※葛飾区地域福祉・障害者センター（愛称ウェルピアかつしか）は、葛飾区障害者福祉センター、かつしかボランティア・地域貢献活動センター、葛飾区社会福祉協議会が一体となった施設です。